

令和四年法律第六十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整理等に関する法律 抄

目次

第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係（第一条―第六十七条）

第二章 会計検査院関係（第六十八条）

第三章 内閣官房関係（第六十九条―第七十九
条）

第四章 内閣府関係

第一節 本府関係（第八十条―第九十三
条）

第二節 公正取引委員会関係（第九十四
条・第九十五条）

第三節 国家公安委員会関係（第九十六
条―第一百零八条）

第四節 個人情報保護委員会関係（第九
条・第一百十条）

第五節 金融庁関係（第一百一十―第百
三十七條）

第六節 消費者庁関係（第一百三十八―第
百四十二條）

第五章 デジタル庁関係（第一百四十三
条）

第六章 復興庁関係（第一百四十四
条）

第七章 総務省関係（第一百四十五―第
百七十五條）

第八章 外務省関係（第一百七十六―第
百八十五條）

第九章 財務省関係（第一百八十一―第
二百零八條）

第十章 文部科学省関係（第二百九
条―第二百九十九條）

第十一章 厚生労働省関係（第二百二十
条―第二百七十四條）

第十二章 農林水産省関係（第二百七
十五條―第二百九十九條）

第十三章 経済産業省関係（第二百
百三十一―第二百四十條）

第十四章 国土交通省関係（第二百四
十一條―第四百二十一條）

第十五章 環境省関係（第四百二十二
條―第四百三十五條）

第十六章 防衛省関係（第四百三十六
條―第四百四十條）

第二編 経過措置

第一章 通則（第四百四十一―第四百四
十三條）

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行
に伴う経過措置

第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置
（第四百四十四―第四百五十七
条）

第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過
措置（第四百五十八條）

第三節 刑事収容施設及び被収容者等の処
遇に関する法律の一部改正に伴う
経過措置（第四百五十九―第四
百六十三條）

第四節 更生保護法の一部改正に伴う経過
措置（第四百六十四―第四百六
十八條）

第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う
経過措置（第四百六十九―第四
百七十一條）

第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措
置（第四百七十二條）

第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経
過措置（第四百七十三條）

第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係法律の整理等に伴う経過
措置（第四百七十四―第五百八
条）

第四章 その他（第五百九条）

第二編 経過措置

第一章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一條 刑法等の一部を改正する法律
（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部
改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法
等一部改正法等」という。）の施行前にした行
為の処罰については、次章に別段の定めがある
もののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対
して、他の法律の規定によりなお従前の例によ
ることとされ、なお効力を有することとされ又
は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によ
ることとされる罰則を適用する場合において、
当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一
項の規定又は第八十二条の規定による改正後の
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十
五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に

刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の
刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項
において「旧刑法」という。）第十二条に規定
する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十
三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）
又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧
拘留」という。）が含まれるときは、当該刑の
うち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑
と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長
期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用
後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と
旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の
規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘
留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二條 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁
判の効力並びにその執行については、次章に別
段の定めがあるもののほか、なお従前の例によ
る。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三條 懲役、禁錮又は旧拘留に処せら
れた者に係る人の資格に関する法令の規定の適
用については、無期の懲役又は禁錮に処せられ
た者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、
有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ
刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、
旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者
とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法
律の規定によりなお従前の例によることとさ
れ、なお効力を有することとされ又は

旨の言渡しを受けた保護観察付執行猶予者に対する刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分については、刑法等一部改正法第六十条の規定による改正前の更生保護法（以下この条において「第二号改正前更生保護法」という。）第八十一条第一項の規定により保護観察所の長がした申出であつて地方更生保護委員会が同項の決定をしていないものは、刑法等一部改正法第六十条の規定の施行後は、当該申出がされていらないものとみなして、第二号改正後更生保護法第八十一条第一項の規定を適用する。

2 刑法等一部改正法第六十条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定による保護観察を仮に解除する処分を受けた保護観察付執行猶予者の当該処分の取消しについては、第二号改正前更生保護法第八十一条第五項の規定により保護観察所の長がした申出であつて地方更生保護委員会が同項の決定をしていないものは、刑法等一部改正法第六十条の規定の施行後は、当該申出がされていらないものとみなして、第二号改正後更生保護法第八十一条第五項の規定を適用する。

3 刑法等一部改正法第六十条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定による保護観察を仮に解除する処分を受けた保護観察付執行猶予者に対する第二号改正前更生保護法第八十一条第五項の規定による当該処分の取消しに係る審査請求については、なお従前の例による。

（再保護観察付執行猶予者に関する特則に関する経過措置）

第四百六十六條 刑法等一部改正法第六十条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付され、その期間中であつて刑法等一部改正法の施行後に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者について、更生保護法第五十二条第五項又は第六項の規定により、第二号改正後更生保護法第五十一条第二項第七号に規定する援助を受けることを特別遵守事項として定める場合においては、刑法等一部改正法第七十条の規定による改正後の更生保護法（以下「新更生保護法」という。）第八十一条の四第二項の規定は、適用しない。

（刑事施設の長又は少年院の長の通告、申出又は遵守事項の通知に関する経過措置）

第四百六十七條 懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のために刑事施設又は少年院に收容されている者に係る新更生保護法第三十三条、第三十四条、第五十四条第二項及び第五十五条第二項の規定の適用については、新更生保護法第三十三条中「拘禁刑」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は同法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の刑」と、新更生保護法第三十四条第一項中「拘禁刑」とあるのは「懲役又は禁錮の刑」と、同条第二項中「拘留」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法第十六条に規定する拘留」と、新更生保護法第五十四条第二項中「拘禁刑の」とあるのは「懲役若しくは禁錮の刑の」と、「拘禁刑が」とあるのは「懲役又は禁錮の刑が」と、新更生保護法第五十五条第二項中「拘禁刑」とあるのは「懲役若しくは禁錮の刑」とする。

（更生緊急保護等に関する経過措置）

第四百六十八條 新更生保護法第五章及び第八十一条の二の規定の適用については、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行を終わつた者は新更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者と、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行の免除を得た者は同項第二号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者（その裁判が確定するまでの者を除く。）は同項第四号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わつたものは同項第五号に掲げる者とみなす。

第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置

（更生保護事業を行う者の認可等に関する経過措置）

第四百六十九條 刑法等一部改正法第八十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の更生保護事業法（平成七年法律第八十六号。以下この条において「第二号改正前更生保護事業法」という。）第四十五条の宿泊型保護事業の認可を受けたものとみなす。

の条において「第二号改正前更生保護事業法」という。）第四十五条の継続保護事業の認可を受けている者は、刑法等一部改正法第八十条の規定による改正後の更生保護事業法（以下この条において「第二号改正後更生保護事業法」という。）第四十五条の宿泊型保護事業の認可を受けたものとみなす。

2 刑法等一部改正法第八十条の規定の施行の際現に第二号改正前更生保護事業法第四十七条の二の一時保護事業又は連絡助成事業の届出をしている者は、それぞれ第二号改正後更生保護事業法第四十七条の二の通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業の届出をしたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、刑法等一部改正法第八十条の規定の施行前に第二号改正前更生保護事業法の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四百七十條 刑法等一部改正法第八十条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（更生保護事業の対象者に関する経過措置）

第四百七十一條 更生保護事業の対象者については、懲役、禁錮又は旧拘留につき、刑の執行を終わる、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者は刑法等一部改正法第九十条の規定による改正後の更生保護事業法（以下この条において「新更生保護事業法」という。）第二条第二項第二号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体拘束を解かれた者（保護観察に付されている者を除く。）は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者（保護観察に付されている者を除く。）は同項第四号に掲げる者と、旧国際受刑者移送法第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは旧国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は旧国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される刑法等一部改正法第三十条の規定による改正前の刑事訴訟法第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によ

りその執行を停止されている者は新更生保護事業法第二十条第二項第九号に掲げる者とみなす。

第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置

第四百七十二條 当分の間、刑法等一部改正法第十十条の規定による改正後の少年院法（平成二十六年法律第五十八号。次項において「新少年院法」という。）第二条第三号の受刑在院者には、第四百七十七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる第十四条の規定による改正

条第	項
第四	第四又は国若しくは国際受刑者移送法第二十二
十	十条際受刑条又は整理法第四百四十二条の規定
二	二者移送によりなお従前の例によることとさ
項	及法第二れる旧刑法第二十八条、整理法第四
び	第十二条百九十一条第七項の規定により読み
十	替えて適用される刑法第二十八条、
五	整理法第四百七十七条第四項の規定
第	によりなお従前の例によることとさ
一	れる整理法第十四条の規定による改
項	正前の少年法第五十八条若しくは整
	理法第四百九十一条第六項の規定に
	より適用される国際受刑者移送法第
	二十二条

第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置

第四百七十三条 当分の間、刑法等一部改正法第十二条の規定による改正後の少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号。次項において「新少年鑑別所法」という。）第十七条第一項第三号に掲げる者には、懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を含むものとする。

2 当分の間、新少年鑑別所法第十七条第一項第四号に掲げる者には、第四百九十一条第七項の規定によりみなして適用される更生保護法第四十条の規定により保護観察に付されている者を含むものとする。

第四章 その他

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 第二十九条、第五十一条、第四百六十四条、第四百六十五条、第四百六十九条、第四百七十条、第四百八十四条第一項並びに第四百九十一条第一項及び第四項の規定 刑法等一部改正法第二号施行日

附則（令和四年五月二五日法律第五十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

附則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五條第一項及び第二項、第八條第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一條中少年鑑別所法第三百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六條及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。